

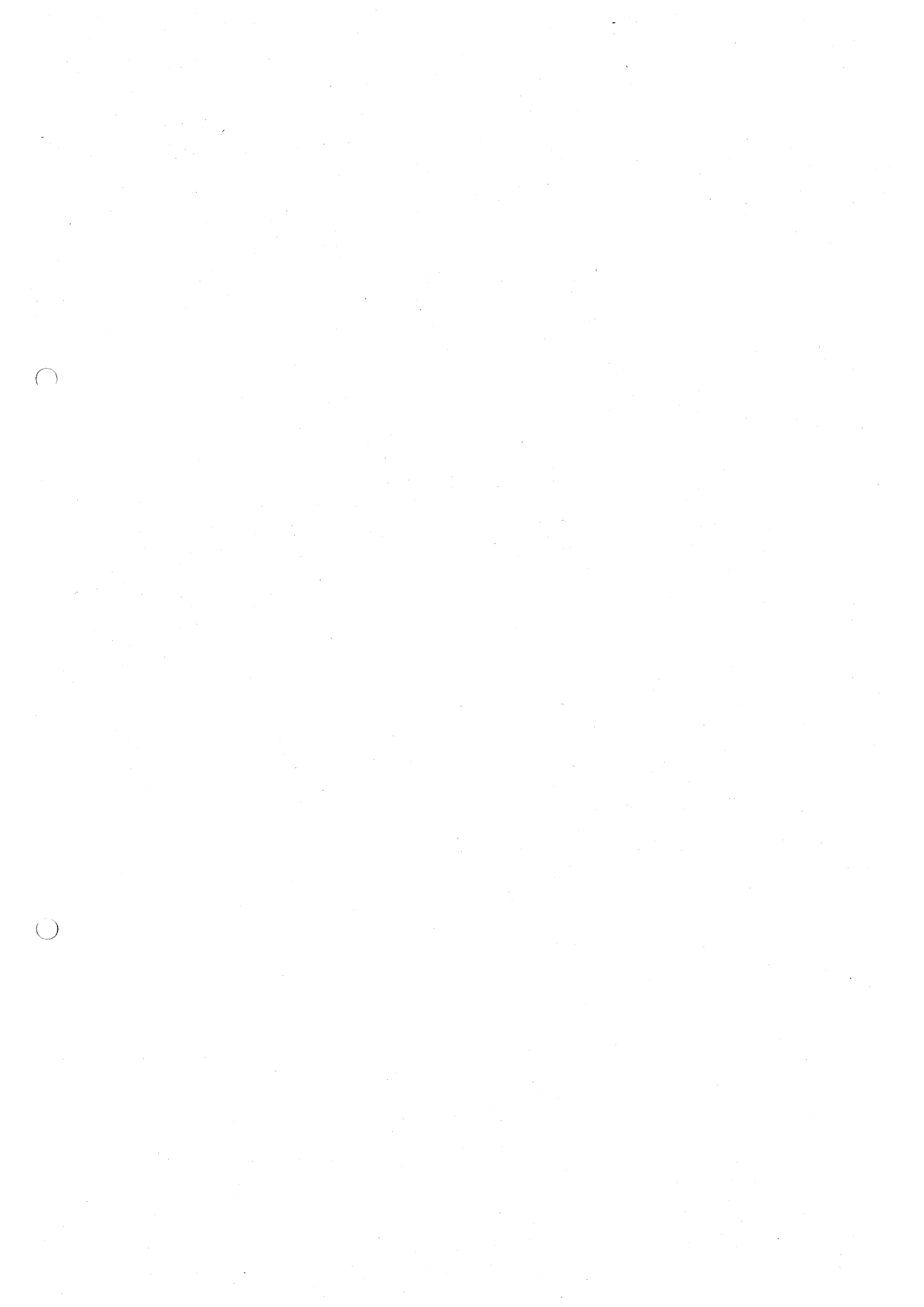
中途退学者の学業の継続支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年十二月十四日

牧山ひろえ

参議院議長 伊達忠一殿



## 中途退学者の学業の継続支援に関する質問主意書

不本意に高等学校等を中途退学等した者は、十分な教育を受けられなかったことから、不安定な職業に就かざるを得ないケースが多く、貧困世帯となるリスクが非常に高まる。また、貧困の連鎖により、その子どもにも貧困が引き継がれてしまう恐れがあると思われる。

現に、平成二十三年三月に公表された、内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室の「若者の意識に関する調査（高等学校中途退学者の意識に関する調査）報告書（解説版）」では、「中退後、高卒の資格は必要だと考えたか」という質問に対し、「はい」と回答した者の割合は、中途退学者全体の七十八・四％に上っている。

以上の事実認識を前提に、以下の通り質問する。

一 やむを得ず、ないし自己の選択として中途退学を選択した者であっても、学業を継続する意思がある場合には、できる限りの学業支援を行うべきと考えるが、中途退学者への学業支援に関する政府の方針を明らかにされたい。

二 高等学校教育段階は若者の進路の選択にとって重要な時期であり、高卒の資格が持つ意味や資格取得の

多様な方法などに関する情報は、どのような若者にとっても有用である。特に、中途退学する生徒に対しては、就労支援機関、職業訓練機関、通信制・定時制高校等の「学び直し」の機会、大検等、その後の進路に必要な諸情報を、退学時等の適切な時期に包括的に提供する必要があると考える。

平成二十二年七月の内閣府「子ども・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議」報告書でも指摘があった、中途退学者に対する情報提供の必要性について、現在どのような取組が行われているか、明らかにされたい。

右質問する。